

議員提出第24号議案

地方消費者行政の維持・強化のための施策を求める意見書提出の件

地方消費者行政の維持・強化のための施策を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年6月6日提出

提出者 神戸市会議員

松本 しゅうじ	坊 やすなが	坊 池 正
平 井 真千子	山 口 由 美	河 南 忠 和
しらくに高太郎	山下 てんせい	五 島 大 亮
植 中 雅 子	吉 田 健 吾	上 畠 寛 弘
平 野 達 司	大 野 陽 平	浅 井 美 佳
高 橋 としえ	住本 かずのり	外 海 開 三
三木しんじろう	黒 田 武 志	山本 のりかず
ながさわ 淳一	さとう まちこ	原 直 樹
なんの ゆうこ	のまち 圭 一	岩谷 しげなり
吉 田 謙 治	壬 生 潤	堂 下 豊 史
高 瀬 勝 也	徳 山 敏 子	門 田 まゆみ
宮 田 公 子	細 谷 典 功	坂 口 有希子
萩 原 泰 三	岩 佐 けんや	松 本 のり子
森 本 真	大かわら 鈴子	西 ただす
赤田 かつのり	味口 としゆき	朝 倉 えつ子
森 田 たき子	前 田 あきら	川 内 清 尚
よこはた 和幸	伊 藤 めぐみ	諫 山 大 介
や の こうじ	か じ 幸 夫	木戸 さだかず
村 野 誠 一	岡 田 ゆうじ	あわはら 富夫
香 川 真 二	上 原 みなみ	村 上 立 真

理 由

地方消費者行政の維持・強化のための施策を国に要望する必要があるため。

令和 年 月 日

衆議院議長	}	各宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)		
消費者庁長官		

神戸市会議長 菅 野 吉 記

地方消費者行政の維持・強化のための施策を求める意見書（案）

令和5年の消費生活相談件数は90万件台と高止まり、被害・トラブル額の推計は過去最高の約8.8兆円に達しており、高齢者の被害が大きな割合を占め、被害も多様化・高度化しています。このような消費者被害に対応するためには、地方公共団体の相談窓口の充実が必要不可欠です。

国による地方の強化策として交付金等が措置され、消費生活相談員の人件費に充てることができる交付金（旧地方消費者行政推進交付金、現行の地方消費者行政強化交付金）が、長年地方の相談体制を下支えしてきました。しかし、その交付金は、定められた活用期限の到来により、令和6、7年度に多くの地方公共団体で、令和9年度には全ての地方公共団体で終了します。地方公共団体の自主財源は増加してはいるものの十分な程度には達しておらず、そのような状況下で交付金が終了することにより、特に小規模な地方公共団体において、相談窓口の維持や、交付金を活用して実施してきた啓発・消費者教育、消費者被害防止対策等の事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政が後退・縮小するおそれがあります。

全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－N E T）の刷新及び消費

生活相談のデジタル化による財政上の負担、消費生活相談員の担い手不足なども、地方消費者行政の安定的実施を妨げる要因となっています。

消費者庁には地方支分部局がないことも相まって、地方公共団体は国の消費者行政の一端を担っています。特に、P I O－N E T登録業務は、国の消費者行政を支える柱であり、その費用は国が負担すべきです。

よって、国におかれては、地方消費者行政の拡充・強化の実現に向け、下記の事項に取り組まれるよう、強く要望します。

記

1. 地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を相当期間延長すること、又は同交付金と同様に消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置すること。
2. P I O－N E Tの刷新・消費生活相談のデジタル化により地方公共団体に生じる費用を国において措置すること。
3. 消費生活相談及びP I O－N E T登録事務等、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものに対し、地方財政法第10条を改正して国の恒常的な財政措置を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。